

中央分離帯等設置による

被侵害利益の存在が争われた事例

—青森国道四号損害賠償請求事件—

道路局道路交通管理課 岡崎 之彦

〔二審判決〕 平成一七年六月二二日

青森地方裁判所 請求棄却（原告控訴）

〔控訴審判決〕 平成一七年一〇月二〇日

仙台高等裁判所 請求棄却（確定）

はつめい

国家賠償法二条にいう「瑕疵」の存否は、当該營造物の構造、用法、利用状況等の事情を総合考慮して個別的、具体的に判断すべきもので、利用者に極端に不相应な負担を強いる場合も、その判断要素の一つとされている。

今回の事例紹介は、国道拡幅工事に伴う中央分離帯設置により、原告らに日常生活上の不便が生じたり、原告ら所有の土地の価値が下落したとして、被告国に対して、国家賠償法に基づく損害賠償を請求した事案を取り上げることとする。

一 事案の概要

1 原告らの主な請求

被告は各原告に対し、それぞれ金二五〇万円を支払え。

2 争いのない事実等

(1) 原告らは夫婦であり、昭和四五年ころから、所有する土地建物で居住している。

(2) 被告は、平成一一年から一三年まで、一般国道四号線青森東バイパス車線拡幅工事（二車線から四車線に拡幅する工事）を実施し、平成一三年八月一日に供用を開始した（以下「本件道路」という）。本件道路と原告ら居宅の位置関係は、公道から原告ら居宅に入るには本件道路を経由するのが唯一の方法であ

る。

(3) 被告は、拡幅工事に伴い、別紙図面のとおり、本件道路に中央分離帯とフェンスを設置した（以下「本件中央分離帯等」という。）が、原告ら居宅前から南東部集落へ至る道（里道）との交差部分には開口部が設けられなかった。そのため、原告らは、本件中央分離帯等ができたことで、南東部集落に行くためには、本件道路に出て東方の信号機のある交差点まで迂回をしなければならなくなった。また、原告らが西方に行くためには本件道路を次の交差点まで行ってUターンをし、また、原告らが東方から原告ら居宅に行くためには本件道路を次の信号機のある交差点でUターンをしなければならなくなった。

二 主な争点

1 争点及び当事者の主張

(1) 原告らの本訴提起が訴権の濫用か（本案前の主張）

ア 被告の主張

本件訴えは、工作物除去等請求事件（青森地方裁判所平成一六年九月一〇日判決、以下「前訴」という。【参考事例参照】）において、既に終了した紛争を実質的に蒸し返すものであつて訴権の濫用に当たり、訴訟上の信義則に反し許されないものであるから却下されるべきである。

イ 原告の主張

本件は二重起訴にあたらず、また、訴権の濫用にもあたらない。

(2) 被侵害利益の存在及び違法性の有無

ア 原告らの主張

(ア) 被侵害利益

a 本件中央分離帯等に開口部が設けられなかったことにより、原告ら居室は南東部集落と分断され、上記争いのない事実等(3)のとおり、毎回迂回する必要があるという不利益が生じており、その苦痛は想像を絶している。被告は、原告らが居室からこれに接する道路に自由に入出入りすることができ

る権利・利益（憲法二二条の居住・移動の自由により保障される。）を侵害している。

b 緊急時に消防車、救急車両、警察車両が

原告ら居住地に速やかに到着できなくなるおそれが生じ、また冬季間の除雪車の出入りに支障が生じているが、これは原告らの幸福追求権（憲法一三条）、生存権（憲法二五条）を侵害している。

c 本件中央分離帯等の設置により、原告ら

の所有地は著しく不便となり、土地としての価値も下がっている。

d 本件道路には開口部が設けられた場所も

あるが、その中には、本件と異なる取扱いをする根拠が見当たらない場所も存在する。原告ら一般住民と、地域の有力者との間で不合理な差別的取扱いがなされているといえ、このような差別は、憲法一四条の平等権保障に反している。

(イ) 違法性等

被告は、拡幅工事前から、原告らが居住していることを熟知していた。被告は、原告らが開口部を設けるよう要望していたのにこれを無視し、本件中央分離帯等設置後は、あらゆる機会を設けて陳情しているのに、開口部を設けていない。

被告は、上記行為により、原告らの上記(ア)の利益を違法に侵害し、原告らは耐え難い苦痛を被っている。これに対する慰謝料は各々二五〇万円が相当である。よつて、原告らは、被告に対し、国家賠償法に基づき上記各金員の支払を求める。

イ 被告の主張

被告は、道路法及び道路構造令の規定に基づき安全かつ円滑な交通を確保することを目的として本件中央分離帯等を設置したものであるから、その行為は法令に反しない正当な行為である。

被告には、原告らに対し、本件中央分離帯等に開口部を設けなければならないとする職務上の法的義務はなく、国家賠償法上の違法性もない。さらに、原告らが被侵害利益として主張するものは、いずれも独自の見解に過ぎず、権利侵害も認められない。

三 主な争点に対する裁判所の判断

※ 青森地裁の判断を仙台高裁支持（以下に掲げる判断理由は、仙台高裁による訂正後のもの。）

主文

原告らの請求を、いずれも棄却する。

1 原告らの本訴提起が訴権の濫用か（本案前の主張）

証拠によれば、原告らは前訴において、被告に対し、本件中央分離帯等の一部除去と、慰謝料を請求していたが、根拠となる法的権利を「既得権」である旨主張していた。これに対し、前訴判決は、原告らが、「既得権」とのみ主張し、各請求の前提となるべき原告らの権限（法的利益）について主張を明らかにしないから、原告らの主張は失当であり、その余の点を判断するまでなく理由がないとして、原告らの請求を棄却した。

したがって、前訴においては理由中においても本件訴訟の訴訟物に対して何ら判断がされたわけではないし、控訴人らは、前訴の判断を踏まえ、改めて訴訟物を特定し直して再度訴訟を提起したにすぎないから、これをもって訴権の濫用とまでいうことはできないといふべきである。

2 被侵害利益と違法性について

- (1) ア 原告らが被侵害利益として主張するものは、結局、①日常生活上の不便や不安（被侵害利益の a、b）、②財産価値の減少（同 c）及び③他者との取扱いの差異（同 d）である。

イ ①（日常生活上の不便や不安）について、そもそも原告らが居宅からこれに接

する道路に自由に出入りする利益（当審においてはこれを「従来通りに居宅から集落に自由に行き来できる利益」と言い換えている。）自体が、法律上保護される利益であるとは認め難く、道路が供用されることに伴う事実上の利益であるに過ぎない。そして、原告らの主張する不利益も本件道路の社会公共性、円滑な道路交通や安全上の配慮の必要性に鑑みれば、社会生活上の受忍限度を超えたと認めることもできない。原告らが憲法上の権利であるとする点は、独自の見解に基づくものと言わざるを得ない。

すなわち、控訴人ら方前にある里道と本件道路とが接する地点から東方向にある直近交差点までの距離は一四五 m であり、この交差点には信号機も設置されていること、本件道路は四車線のバイパス道路であつて、二四時間交通量は二万一、〇〇〇台を超えるものであることなどからすると、仮に本件中央分離帯等がなかったとしても、控訴人らがいつでも自由に本件道路を横断できるといふものではなく、むしろ、ここを横断することは危険であると考えられ、控訴人ら方前にある里道から本件道路の南側にある集落に

行くには、上記交差点を経由する方がより安全であり、これによって遠回りになる距離も最大で二九〇 m に止まることになるのである。また、反対車線側から控訴人ら方前にある里道に行くには、一旦西方向四四〇 m 先の交差点に行つて戻るなど往復八八〇 m の移動を要することになるが、そのようなことは自動車で移動していた場合にしか生じないところ（徒歩ならば一四五 m 先の交差点の方を利用すれば済む）、自動車であればその往復に要する時間はさほどのものではない。

一方、もし本件中央分離帯等を設置しないとすると、東方向に向かって走行し同所から右折しようとするかなりの車両交通量が想定され、また、同所から直近交差点までの距離が短いために後続車両が同所での右折車両を同所より先の交差点で右折する車両と誤認することも考えられるため、追突事故を誘発させる危険性があるところ、これを避けるために信号機の設置をしようにも控訴人ら方前の里道の幅員が狭小であつて市道認定が困難であるので信号機の設置を見込めず、あるいは右折レーンの設置をしようにもそのためには同所のすぐ西方にある橋を架

け替えなければならぬなど、上記の危険に対処すべき適切な方策がないことが認められる。したがって、本件中央分離帯等を設置しないという選択肢は円滑かつ安全な道路交通の確保という観点からはそもそも取り難いものといわざるを得ないし、また、本件中央分離帯等が設置されたことよって発生した控訴人らの不利益と本件中央分離帯等を設置しないことにより発生する不利益とを比較衡量すれば、控訴人らの不利益は受忍限度の範囲内のものというほかないのである。」

ウ ②(財産価値の減少)の点については、これを的確に認める証拠はない。

すなわち、控訴人らのいう土地価格の減少要因というのは、主として本件中央分離帯等の設置によって本件道路向かいの集落に従来通りに本件道路を横断しては行けないことにより発生するものであるところ、これは集落との関係の強い控訴人ら固有の事情にすぎず、これによって客観的な土地の価格が減少するものは考え難い。むしろ、客観的にいうならば本件道路の拡幅は本件道路周辺にある控訴人ら所有地の利便性を高めるものであって、価格の減少要因というよりも増加

要因と考えられるのである。

エ ③(他者との取扱いの差異)の点について

自己と他者との差別的に取り扱われたというには、自己と他者との間で同種の選択肢ができることが前提であるところ、前記説示のとおり、本件中央分離帯等を設置しないという選択肢は取り難かつたのであるから、差別的取扱いという前提を欠いている。控訴人らの主張を採用することができないことは明らかである。

(2) また、原告らは、拡幅工事前後に、開口部を設けるよう要請しているが、中央分離帯等は、道路法及び道路構造令の規定に基づき、安全かつ円滑な交通を確保することを目的として設置されるものである。仮に、地域住民の多くが開口部を設けることを要請していたり、開口部を設けたとしても交通安全上の支障があまりないと思われる場合であったとしても、実際に開口部を設けるか否かは上記目的を考慮しなければならない。したがって、上記事情があつたとしても、直ちに被控訴人に開口部を設けるべき法的義務が発生するとは認められない。

(3) 以上によれば、本件では法律上保護される権利の侵害行為も、被告の違法行為も認め

られず、原告らの請求は理由がない。

3 よって主文のとおり判決する。

〔参考事例〕 工作物収去等請求事件

平成一六年九月一〇日判決
青森地方裁判所 請求棄却(確定)

一 原告の主な請求

1 被告は国道四号線東バイパス上にある別紙図面斜線部分に存在する中央分離帯、フェンス等の工作物(以下「本件工作物」という。)を収去せよ。

2 被告は、原告らに対し、それぞれ金二〇万円ずつ支払え。

二 事案の概要

原告らは、請求欄記載の判決を求め、その原因について、「原告ら夫婦は肩書住所地の家に昭和四五年頃から居住しており、公道から原告らの家へ入るには国道四号線東バイパスを経由するのが唯一の方法であるところ、被告は同バイパスの車線拡幅工事の計画にあたり、原告ら夫婦が数十年來現在の住所地に居住している事実を知っており、原告らには本件道路を生活道路として使ってきた既得権があるので、被告は、原告ら住宅に通

ずる部分に開口部を設けて自動車及び歩行による通行を可能にし、原告らの生活に甚だしい支障を及ぼさないように十分配慮する義務があるにもかかわらず、そのような配慮をせず、原告方から同バイパスを通り集落中心部に通ずる同バイパス上に中央分離帯の設備を設けたため、自動車で原告方から集落地へ赴いたり原告方へ至るために従前より1kmほど余計に走行しなければならなくなり、万が一の場合消防車や救急車が間に合わないおそれがある。冬期間除雪車の出入りに支障があるなど、原告らとしては従前に比して生活上耐え難いほどの大きな影響や苦痛を与えている」旨主張して、民法七〇九条に基づきそれら被害の回復のため本件工作物の収去及び慰謝料として金員の支払いを求めるとしている。

これに対して、被告は、請求の棄却を求め、本件係争地である一般国道（青森東バイパス）は、道路法の規定に基づく一般国道であつて、国土交通大臣が道路管理者として道路構造令の基準に基づき適法に管理しているものであるにもかかわらず、原告らは民法七〇九条に基づいて本件工作物の収去等を求めるとしているが、収去を求める法的権利や被告のいかなる行為などがその要件を満たすのか明らかにしておらず請求原因が不明瞭である旨反論した。

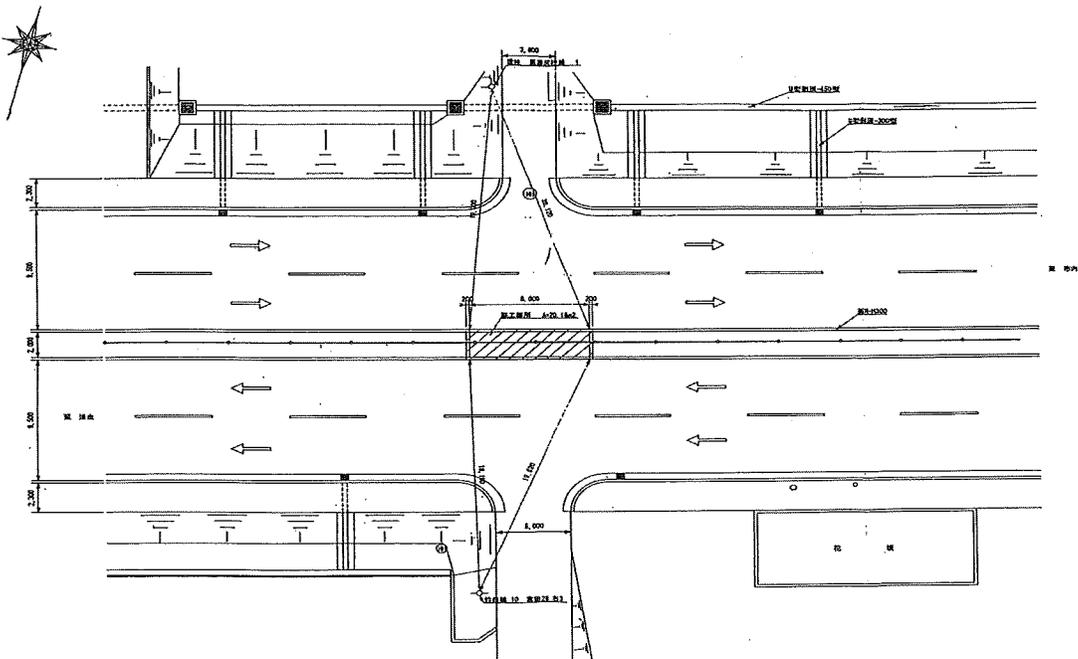
三 主な争点に対する裁判所の判断

主文

原告らの請求をいづれも棄却する。

原告らは、原告らにおいて本件工作物の収去を求める前提となる法律関係に関して、原告らには本件道路を生活道路として長年用いてきたことによる「既得権」があるというのみであつて、本件各請求の前提となるべき原告らの権限（法的利益）についての主張を明らかにしていない。そうとすれば、原告らの主張は失当といわざるを得ないから、その余の点について検討するまでもなく本件各請求は理由がないものとして排斥されざるを得ない。

よつて、原告らの請求はいづれも理由がないので棄却することとし、主文のとおり判決する。



平面図